

# 食品安全委員会第 412 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 12 月 15 日（木） 13：58 ～14：35

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「サッカリンナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・肥料・飼料等「普通肥料（熔成汚泥灰けい酸りん肥）」に係る食品健康影響評価について
- ・肥料・飼料等「普通肥料（化成肥料）」に係る食品健康影響評価について
- ・肥料・飼料等「普通肥料（熔成けい酸りん肥）」に係る食品健康影響評価について

(2) 「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の修正案について

(3) 食品安全関係情報（11 月 18 日～12 月 2 日収集分）について

(4) 食品安全委員会の 11 月の運営について

(5) その他

## 4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、本郷情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

## 5. 配付資料

資料 1－1 添加物評価書（案）サッカリンカルシウム及びサッカリンナトリウム（第 2 版）

資料 1－2 肥料・飼料等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（「普通肥料（熔成汚泥灰けい酸りん肥）」、「普通肥料（化成肥料）」、「普通肥料（熔成けい酸

りん肥) 」 )

資料 2 「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の修正案について

資料 3 - 1 食品安全関係情報 (11 月 18 日 ~ 12 月 2 日収集分) について

資料 3 - 2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

資料 4 食品安全委員会の 11 月の運営について

## 6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 412 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会 (第 412 回会合) 議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をいたします。

まず、資料 1 - 1 が「添加物評価書 (案)」。

それから、資料 1 - 2 が「肥料・飼料等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

それから、資料 2 が「『食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について』の修正案について」。

それから、資料 3 - 1 が「食品安全関係情報 (11 月 18 日 ~ 12 月 2 日収集分) について」、資料 3 - 2 が「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」。

資料 4 が「食品安全委員会の 11 月の運営について」でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいですか。

### (1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 それでは議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、添加物 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、今月 1 日の第 409 回委員会会合におきまして厚生労働省から評価依頼があった際に、既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成 21 年 10 月 8 日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の長尾さんから説明をお願いします。

**○長尾委員** 今月 1 日、厚生労働省から評価要請がありました「サッカリンナトリウム」につきましては、本委員会で直接審議していただくために、添加物評価書の案を本日の資料として提出いたします。

「サッカリンナトリウム」については、現行成分規格に関する資料及び使用基準改正（案）のみが追加されているということで、ADI の変更はございません。

詳しくは事務局の方から説明をお願いします。

**○坂本評価課長** それでは、資料 1－1 に基づきまして補足の御説明をさせていただきます。

資料 1－1 は、サッカリンカルシウム及びサッカリンナトリウムの添加物評価書（第 2 版）でございます。

サッカリンカルシウムにつきましては、本年 8 月にサッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム及びサッカリンのグループ ADI を設定して、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知したところでございます。

資料の 12 ページをお願いいたします。12 ページの半ばから、7. といたしまして今回の評価要請について記載されております。今般、サッカリンカルシウムを添加物として指定する際に、サッカリンナトリウムについての使用基準の改正を行いたいということでの食品健康影響評価の要請があったということで、具体的には、次の 13 ページの上の方でございますように、サッカリンナトリウムの使用基準に「サッカリンカルシウムと併用する場合にあっては、それぞれの残存量の和がサッカリンナトリウムとしての基準値以上であってはならない」という趣旨を加えるということでございます。サッカリンカルシウムについては、既に評価書があるということございまして、サッカリンナトリウムのデータも含めて評価が行われております。今般、サッカリンカルシウムの評

価書をサッカリンカルシウム及びサッカリンナトリウムの評価書（第2版）としたということでございます。

主な変更点といたしましては、今のところから少し戻っていただいて9ページをお願いいたします。

毒性等に関しまして新たなデータの提出はございませんで、この9ページのローマ数字のI. 評価対象の品目の概要にサッカリンナトリウムについての情報の追記がなされております。

このほか、各種の試験の成績につきましては、サッカリンカルシウムの評価を行った際にサッカリンナトリウムの試験成績が検討されておりました、サッカリンナトリウムのデータにつきましては、適宜、記載の整備、あるいは直接の評価対象となったということで、サッカリンナトリウムについて前の方に記載するよう記載順などについても整理し直しております。細かい表現等についても確認し、一部修正、記載の整備は行っておりますが、129ページをお願いします。129ページの下の方から食品健康影響評価がございます。こちらについても記載の整備は一部ございますが、ADIについては変更ございませんで、131ページでございますように、サッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム及びサッカリンのグループ ADI は、サッカリンとして 3.8 mg/kg 体重/日ということでございます。

本件につきましては、パブリックコメントの手続は行わずに、この結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわちサッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム及びサッカリンのグループの一日摂取許容量をサッカリンとして 3.8 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長 続きまして、肥料3品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1-2に基づきまして御説明いたします。

資料1-2の中は三つございますが、肥料の評価書ということでございます。

1枚めくっていただいた別添1をお願いいたします。

熔成汚泥灰けい酸りん肥の公定規格の設定に関する肥料評価書でございます。

こちらの4ページをお願いいたします。

ローマ数字のⅠ.として評価対象肥料の概要がございます。こちらの1.公定規格の設定内容及び経緯にございますように、熔成汚泥灰けい酸りん肥は、下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融して製造されるりん酸質肥料でございます。

2.原料及び製造方法に、試作製品における原料使用割合が示されております。

そして、5ページに試作製品の施用方法についての表2があります。

5ページのローマ数字のⅡ.の安全性に係る知見の概要の1.にございますように、このものにつきましては、肥料原料である下水汚泥焼却灰の特性を考慮しますと、肥料原料由来の重金属類による影響について検討する必要があると考えられたということでございます。試作製品における主な重金属類の含有量の調査結果につきましては、5ページの下の方の表3にございます。

6ページに、2.といたしまして栽培試験の概要がございます。3試験行われておりまして、植物への有害影響はなしという結果でございます。

ローマ数字のⅢ.の食品健康影響評価につきましては、この肥料に含有される可能性があると考えられる重金属類について評価を行っております。

まず、1.ではひ素、ニッケル、クロム、水銀及び鉛について検討されておまして、こちらの①で、ひ素とニッケルについては植物に対する毒性が強く、土壤中の濃度が上昇した場合には植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため、ひ素及びニッケルを高濃度に蓄積した農作物を摂取する機会は非常に低いと考えられ、また、普通肥料に由来する量では、過剰障害が生じる濃度にまで土壤中の当該重金属類濃度を上昇させないと考えられております。②では、普通肥料に由来するクロム、水銀及び鉛は、植物に吸収されにくいと考えられております。以上のことから、本肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じてこれらの重金属類による健康被害を生じる可能性は極めて低いという判断でございます。

2.はカドミウムについてということでございます。カドミウムは農作物を汚染する可能性がありますことから、土壤汚染の程度を指標として試算が行われております。

次の7ページに表5として結果がございます。本肥料に由来するカドミウムは、本肥料を施用し

た場合においても農用地中のカドミウム平均濃度をほとんど増加させないと判断されております。

3. 食品健康影響評価については、以上のことから、このものが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるとされております。

その次、8ページをめくっていただいて、その次のページをお願いいたします。右肩に「参考」とあるページでございます。

8月5日まで御意見・情報を募集しましたところ、2通の御意見をいただいております。

1番目の御意見でございますが、福島原発事故の影響下、現在は、主に関東各地の下水汚泥から放射性物質の高濃度蓄積を示す測定結果が散見されているということを御指摘になっております。これと同様に、今後、放射性物質は、国土全体への拡散が進行する中、全国の位置を特定できない下水に流れ込み、汚泥に蓄積する可能性が高いと思われ、したがって、汚泥を原料の一種とする熔成汚泥灰けい酸りん肥につきましては、重金属等に加えて、プルトニウム、ストロンチウム、セシウム他放射性物質の基準につきましても公定規格に盛り込む必要が強くありますので、この点について見直しをとる趣旨の御意見でございます。

回答でございますが、今般の原発事故により、下水汚泥に放射性物質が検出されていることを受けて、農林水産省が汚泥の肥料原料としての利用の制限について通知を発出し、非汚染農地への放射性物質の拡散の防止が図られていると承知していますということをまず回答しております。いただいた御意見につきましては、リスク管理措置に関連することから、リスク管理機関である農林水産省にお伝えしますという回答でございます。

2番目の御意見でございます。農家としての立場では、これ以上汚染肥料などを流通させないでほしい。将来を担う子供たちの口に入る野菜をわざわざ汚すようなことはしなくてもいいではないですか。作り手側としても、安全な品物を食べていただきたいので、絶対に反対します。汚れたものを買いたいと思う人はいないはずで、流通させようというなら、日本人の健康を脅かすことになるという趣旨の御意見でございます。

回答でございますが、普通肥料の食品健康影響評価は、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」に基づき、普通肥料に含有する可能性がある重金属類について評価を行うこととしているということをまず御説明しております。その結果、普通肥料である熔成汚泥灰けい酸りん肥は、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価されたものということを回答しております。「なお」といたしまして、いただいた御意見はリスク管理措置に関連することから、リスク管理機関である農林水産省に

お伝えしますという回答でございます。

次をめくっていただきますと、別添2として熔成けい酸りん肥の公定規格の変更に関する肥料評価書がございます。表題の括弧書きでございますように、原料としてマンガン含有物及びほう酸塩の使用を認める公定規格の変更ということでございます。

こちらについて、4ページをお願いいたします。1. の公定規格の変更内容及び経緯にございませうように、熔成けい酸りん肥は、りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したりん酸質肥料ということでございます。今回、原料としてマンガン含有物及びほう酸塩の使用を認める公定規格の変更に係る評価の要請があったということでございます。

次のページをお願いいたします。5ページの下の方からローマ数字のⅡ. として安全性に係る知見の概要がございます。こちらの1. にございませうように、マンガン含有物等の肥料原料の特性、それから製造工程を考慮いたしますと、肥料原料由来の重金属類による影響について検討する必要があると考えられたということでございます。

その次のページの上の方、表3に、このものの試作製品における主な重金属類の含有量が示されております。

6ページの2. 栽培試験の概要でございますが、表4にございませうように3試験がありましたが、植物への有害影響はなしという結果でございます。

ローマ数字のⅢ. の食品健康影響評価では、この肥料に含有される可能性があると考えられる重金属類について評価を行っております。1. では、先ほどと同様にひ素、ニッケル等について検討しております。

7ページになりますが、②ではチタンについても検討され、植物に吸収されにくいと考えられております。

7ページの2. ではカドミウムについて検討されまして、このものについても土壤汚染の程度を指標としてカドミウムに関する試算が行われ、表5にその結果が示されております。本肥料に由来するカドミウムは、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウムの平均濃度をほとんど増加させないと判断されております。

3. の食品健康影響評価については、以上のことから、このものが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるとされております。

8ページをめくっていただきまして、その次のページ、右肩に「参考」とあるページをお願いいたします。こちらにつきましても、8月5日まで御意見・情報を募集しましたところ、1通の御意

見がございました。また、表の上のところにありますように、そのほか特定の業者等における肥料の製造や使用の実態等に関する情報提供が1通ございましたが、それにつきましては、関係機関である農林水産省及び環境省に別途お伝えをしたということでございます。

いただいた御意見でございますが、熔成けい酸りん肥の公定規格の変更についての意見ということで、「ニッケルが高ければ植物が枯れる。クロムは植物に吸収されにくい。だから食品中にこれら元素が高濃度に含まれることはないので安全である」というのは、かなり乱暴な言い方ですが、ある程度は理解されますということでございます。ただし、農地へのニッケルやクロムといった重金属類の負荷量は低く抑えられるべきであり、化成肥料や配合肥料では成分1%につきニッケル0.005%、クロム0.05%という規制値を遵守して、これら重金属類の農地への負荷量を減らす努力を続けているという御指摘であります。りん酸肥料では、成分1%につきニッケル0.01%、クロム0.1%という規制値ですが、熔成けい酸りん肥ではニッケル0.4%、クロム4.0%と、その規制値が著しく甘いと思えるという御指摘でございます。肥料の種類により規制値が顕著に異なるダブルスタンダードと言えるということをお指摘になって、熔成けい酸りん肥について、こういう値が妥当ではないかという御提案がございます。ニッケルとクロムの最大負荷量等の試算をなされまして、ニッケルは植物に過剰障害が生じるため、北海道では基準値が設けられている旨の御指摘もありまして、次のページでは北海道施肥ガイドというものについても言及をされております。安全・安心な農産物を生産する観点から、重金属類の土壌負荷量を低減する方向での見直しを御検討いただければという趣旨の御意見でございます。

回答でございます。普通肥料の食品健康影響評価は、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」に基づき、普通肥料に含有する可能性がある重金属類について評価を行っているということをおまづ説明しております。今回評価を行った普通肥料は、原料としてマンガ含有物及びほう酸塩を使用する熔成けい酸りん肥で、当該肥料の試作製品を用いた栽培試験では肥料中の有害成分によるものと考えられる有害影響は認められていないということをお返答しております。このものに含有される可能性がある重金属としては、ヒ素、カドミウム、ニッケル、クロム、チタン、水銀及び鉛があり、それらについて評価を行ったということをお説明して、その結果、ニッケルについては土壌中の濃度が上昇した場合には植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため、ニッケルが高濃度に蓄積した農作物をヒトが摂取する機会は非常に低いこと、普通肥料由来のクロムは植物に吸収されにくいことから、当該肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じてこれら重金属による健康被害を生じる可能性は極めて低いと考えられるということをお返答しております。したがって、当該肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無



視できるものと考えられるということを回答しております。「なお」といたしまして、いただいた御意見はリスク管理措置に関連することから、リスク管理機関である農林水産省にお伝えしますという回答でございます。

今のところをめくっていただきますと、右肩に「別添3」とあるページがございます。こちらは化成肥料に関する肥料評価書となっております。

このものにつきましても、4ページをお願いいたします。Ⅰ．評価対象肥料の概要でございますが、こちらの1．にありますように、評価対象である化成肥料は、化学的操作を加えて生産される普通肥料で、使用できる原料として熔成汚泥灰複合肥料を追加する公定規格の変更ということで評価要請があったということでございます。

次の5ページに、ローマ数字のⅡ．として安全性に係る知見の概要がございます。こちらの1．にありますように、このものにつきましても、その特性、製造工程を考慮しますと、肥料原料由来の重金属類による有害影響について検討する必要があると考えられたということで、表3に重金属類の含有量が示されております。

2．栽培試験の概要では、表4にございますように、広島菜での試験で植物への有害影響はなしという結果でございました。

Ⅲ．の食品健康影響評価では、この肥料に含有される可能性があると考えられる重金属類について評価を行っております。1．では、先ほどと同様にひ素、ニッケル、クロム、水銀及び鉛について、2．ではカドミウムについて検討しまして、カドミウムについては土壤汚染の程度を指標とした試算が行われ、表5に結果がございます。本肥料に由来するカドミウムは、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウムの平均濃度をほとんど増加させないと判断されております。

次のページに3．食品健康影響評価についてがございますが、以上のことから、このものが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということでございます。

こちらについても、さらに8ページをめくっていただいた次のページをお願いいたします。右肩に「参考」とあるページでございます。1通御意見がございましたが、こちらは熔成汚泥灰けい酸りん肥にいただいた御意見と同じ内容でございます。回答も同じ内容ということでございます。

さらに1枚めくっていただいたところに変更点がございます。試験を行った植物について、コマツナではなく広島菜であったことから修正を行ったものですが、評価結果に影響するような修正ではございません。

以上につきましては、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これら肥料3品目につきましては、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、本肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(2) 「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の修正案について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「『食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について』の修正案について」です。調査・研究企画調整会議の座長の廣瀬さんから報告をお願いします。

○廣瀬委員 去る11月7日に開催いたしました第6回調査・研究企画調整会議におきまして「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の見直しに関する審議を行い、内容は変更しないことといたしましたが、文言の整理が必要となり、12月5日に開催いたしました第7回調査・研究企画調整会議におきまして、修正案を取りまとめましたので御報告いたします。

詳細については、事務局から説明をお願いします。

○中島事務局次長 それでは、資料2に基づきまして御説明いたします。

修正案の取りまとめの経緯については、先ほど廣瀬委員から御説明があったとおりです。

修正の内容としましては、「調査研究」と「調査・研究」という両方の表記が混在していることから、表題及び2ページ8行目の「調査研究」という表記を「調査・研究」という表記に統一してございます。

次に、調査事業と研究事業の定義が示されていなかったことから、1ページ目の1 総論の(1)趣旨の8行目に定義を追記し、併せて2ページ目「(3)主な方策」の下から4行目及び9行目に「事業」を追記しております。

また、3ページ目の「2各論」の1行目について、「調査・研究」と「方策」の間に「の」を追記いたしました。

最後に、8ページ目の「ウ効果的かつ適切な評価に必要な情報の計画的な収集等を目的とする調査」の「例」ですが、7ページ目の「ア」及び「イ」の「例」の記載に合わせた表現に修正しました。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」につきましては、修正案のとおり決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**小泉委員長** それでは、今後とも「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」に従い、適切に調査や研究が推進されるよう引き続きお願いいたします。

### (3) 食品安全関係情報(11月18日~12月2日収集分)について

○**小泉委員長** 次の議事に移ります。

「食品安全関係情報(11月18日~12月2日収集分)について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○**中島事務局次長** それでは、資料3-1及び資料3-2に基づきまして、食品安全関係情報について報告いたします。

まず資料3-1ですが、これは食品安全委員会事務局が11月18日から12月2日にかけて収集した情報を、ハザード別、地域別に分類して一覧表にしたものでございます。合計で143件の情報を収集していますが、今回はこれらの中から2件の情報について紹介いたします。

それでは、資料3-2をごらんください。

まず化学物質分野から、ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)が11月22日に公表したフランに

関する Q&A について紹介いたします。

Q1 は、フランとは何かです。答えとして、フランは、無色で僅かに揮発性のある液体で、針葉樹の樹脂から得られる油に含まれている。工業的にも生産され、他の化学物質、樹脂及び塗料の生産に使用される。既に 1979 年にメイラード反応により生成する種々の風味物質の中から得られることが知られていた。フランは加熱した食品にも含まれることも知られているとしております。

1 つ飛ばしまして Q3 は、どのような食品にフランが検出されているかです。答えとして、フランは煮たり焼いたりした肉、コーヒー、ココア、パン、トースト、ヘーゼルナッツ、くんせい食品、朝食用シリアル、ドライフルーツ及びポップコーンで検出されている。フランは、蒸した、又は密閉容器で加熱した調理済み食品（肉、スープ、缶詰の野菜等）及び瓶詰食品（例えばベビーフード）で多く検出されているとしております。

Q4 は、フラン由来のリスクはどの程度高いかです。答えとして、動物実験ではフランの高投与によりがんを引き起こすことが明らかにされている。少量のフランを長期に摂取した場合、がんを引き起こすかどうかは明らかにされていない。現在までのところ、限られた数の食品中のフラン含有量が検査されているが、食品からヒトへのフラン暴露量を推定するには不十分であるとしております。

飛びまして Q6 は、フランが懸念されるのはなぜかです。答えとして、フランは、動物実験において発がん性を示す物質である。1995 年に世界保健機関（WHO）は、ヒトに対して恐らく発がん性がある物質であると分類した。懸念される理由は、食品からの長期低用量暴露がヒトの発がん性を引き起こす可能性があることである。現在、動物実験での知見からの外挿は、部分的には可能であるとしております。

2 ページ目、Q9 は、フラン負荷低減のために消費者は何ができるかです。答えとして、種々の研究結果から、より低い温度で加熱すればフランの含有量を少なくすることができると示唆されており、アクリルアミドと同様に、黒焦げにせずに黄金色にすることが推奨される。また、食品を開放容器に入れ攪拌することによって揮発させることができるとしております。

関連情報といたしまして、米国食品医薬品庁（FDA）、欧州食品安全機関（EFSA）及び英国食品基準庁（FSA）より出されている関連情報をまとめてございます。

また、国内の関連する情報といたしまして、食品安全委員会がまとめたフランのファクトシート及び農林水産省が作成したリスクプロファイルシートをあげておきましたので、併せて御参照いただければと思います。

次に、微生物分野から、米国疾病管理予防センター（CDC）が 11 月 22 日に公表したインフルエ

ンザウイルス新型株の感染症例に関する情報を紹介いたします。

第2パラグラフですが、感染した小児3人は相互に接触があった。3人ともアイオワ州立衛生試験所のウイルスサーベイランスで見つかったもので、このほかに感染者は確認されていない。CDCの検査で、これらのウイルスが他の3州で見つかった豚由来インフルエンザA(H3N2)ウイルスに相似していることが確認された。検出されたウイルスには、どれも2009パンデミックH1N1ウイルス由来の「マトリクス(M)遺伝子セグメント」があった。この遺伝子の組み合わせは、今年7月にヒトで初めて確認されて以来数人から検出されて、計10人となった。10人全員が回復している。3人は入院したが、その他は概ね軽症であったと報告しております。

第4パラグラフに飛びまして、今回のアイオワ州の3症例以前は、ヒトの感染は豚への暴露に関連するものがほとんどであったが、今回はその点が明らかになっていない。現時点では、非持続性のヒトからヒトへの感染が生じた可能性が考えられる。これらウイルスは、米国の数州で豚から検出されている。しかし、豚肉や豚肉製品との接触でウイルスが拡散することはない。適切に取扱い、十分に加熱調理した豚肉は安全であるとしております。

海外の関連情報といたしまして、世界保健機関(WHO)が11月24日に、米国で発生したインフルエンザ様疾患に関して、3人の小児患者は全員豚と疫学的関連性がなかったことが判明したと報告しております。また、欧州疾病管理予防センター(ECDC)が11月29日に公表した、北米における豚由来三重再集合体インフルエンザA(H3N2)ウイルスに係る緊急リスク評価書では、欧州では豚から当該インフルエンザウイルスが検出されていないこと、米国の患者の大部分が軽症で、患者全員が回復していることなどから、欧州の人々にとって直ちに直接的脅威とはならないとしております。

4ページ目に、国内の関連する情報といたしまして、新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)に関する食品安全委員会委員長の見解をあげております。豚肉、豚肉加工品は「安全」と考えます。豚肉、豚肉加工品を食べることにより新型インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由からないものと考えています。豚肉は、従来から食中毒防止の観点から十分加熱するようにならされていること。万が一ウイルスが付着していたとしても、インフルエンザウイルスは熱に弱く、加熱調理で容易に死滅すること。万が一ウイルスが付着していたとしても、インフルエンザウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化される可能性が高いこととしております。このほかに、関連するファクトシート、Q&A及びリスク管理機関等からの関連情報をまとめてありますので、併せて御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

#### (4) 食品安全委員会の11月の運営について

○小泉委員長 それでは次の議事に移ります。

「食品安全委員会の11月の運営について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、私から資料4に基づいて簡単に御報告いたします。

まず食品安全委員会の開催でございますけれども、資料4の1ページから2ページでございますように、11月は3回開催されております。

それから2ページ目、続きまして専門調査会の運営についてでございますけれども、これにつきましても、2ページから4ページにかけて記載しているとおり開催されております。今回、10月の専門委員の改選以後、初めて開催されている専門調査会がいくつかございまして、それらにつきましては本題のほかに座長の選出等が行われております。

続きまして、意見交換会の開催等についてでございます。4ページ以降に記載しているとおりでございますけれども、トランス脂肪酸に関するもの、食品と放射性物質に関するもの、それから生食用牛肉に関するもの等について開催されているほか、ジュニア食品安全ゼミナールが開催されております。

それから、講師等の派遣については、5ページの一番下には書いていますとおり、熊谷委員長代理、畑江委員、廣瀬委員に講師として御参加いただいております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

#### (5) その他

○小泉委員長 それでは、ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 特にございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週 12 月 22 日木曜日、14 時からの開催を予定しております。

また、明日 16 日、10 時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、14 時から「添加物専門調査会」が公開で、来週 20 日火曜日、14 時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、21 日水曜日、14 時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして第 412 回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。